

## 第 25 回佐賀県畜産共進会開催要領

### 第 1 目 的

農林水産祭参加行事の一つとして佐賀県畜産共進会を開催し、本県の家畜改良と畜産経営の安定並びに一般消費者の畜産及び畜産物に対する理解と認識を深めると共に、畜産物消費拡大のための普及啓蒙を図り、もって本県畜産の振興に寄与することを目的とする。

### 第 2 名 称

この共進会は「第 25 回佐賀県畜産共進会」（以下、「共進会」という。）と称する。

### 第 3 主 催

この共進会は、公益社団法人 佐賀県畜産協会（以下、「畜産協会」という。）の主催とする。

### 第 4 協 賛

この共進会は佐賀県、市町、佐賀県農業協同組合中央会、佐賀県信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部、佐賀県農業協同組合、唐津農業協同組合、伊万里市農業協同組合、佐賀県開拓畜産事業協同組合、一般社団法人佐賀県畜産公社、公益社団法人佐賀県獣医師会、佐賀県農業共済組合、一般社団法人佐賀県配合飼料価格安定基金協会の協賛を得て開催する。

### 第 5 開催内容

#### (1) 家畜品評会

- ① 審査
- ② 入賞者表彰

#### (2) その他

- ① 畜産功労者表彰（表彰規程については別途定める）
- ② 県産畜産物・加工品の P R 及び展示即売

### 第 6 開催期間及び場所

- (1) 会 期 令和 5 年 12 月～令和 6 年 2 月

(2) 開催日及び場所等

区分	開催日	開催場所	開催内容
種畜	令和5年 12月16日(土)	「JAさが畜産センター」 佐賀県多久市北多久町 大字小侍鳥居原 1923-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>種畜審査・講評</li> <li>畜産物・加工品展示即売</li> <li>畜産機械・器具等の展示</li> <li>相談窓口の設置</li> </ul>
肉畜	令和6年 2月17日(土) 2月18日(日)	「佐賀県畜産公社」 佐賀県多久市南多久町 大字下多久 4127 番地	<ul style="list-style-type: none"> <li>肉畜審査・展示・講評</li> <li>肉豚(17日)</li> <li>肉牛(18日)</li> </ul>
式典	令和6年 2月18日(日)	「佐賀県畜産公社」 佐賀県多久市南多久町 大字下多久 4127 番地	<ul style="list-style-type: none"> <li>褒賞授与式(種畜・肉畜)</li> <li>入賞者表彰</li> <li>畜産功労者表彰</li> </ul>

第7 出品家畜の区分・資格・頭数及び出品申込み

(1) 出品区分・資格・頭数及び点数

部門			頭数	区分
種畜	第1部	肉用牛	60頭	5類
	第2部	乳用牛	36頭	6類
肉畜	第3部	肉牛枝肉	100頭	黒毛和種 95頭
				交雑種 5頭
	第4部	肉豚枝肉	90頭	1組6頭 15セット

① 出品家畜の区分、頭数、資格等については上記を基本とするが、調整が必要な場合は、企画・実行委員会で最終決定する。(詳細は別表1のとおり)

② 部門別出品家畜の区分・資格・頭数等については、第11に定める開催実行班でそれぞれ協議し別途定める。

(肉用牛：和牛班、乳用牛：乳牛班、肉牛枝肉・肉豚枝肉：肉畜班)

③ 出品資格

・ 出品家畜は出品者本人が共進会開催前、大家畜にあつては6ヵ月以上、肉豚にあつては2ヵ月以上引き続き飼育しているものに限る。

・ 肉牛枝肉部門の出品については、1農家1頭とする。

(2) 出品申込み

① 各地区で選考された出品家畜の所有者は、別に定める申込書に所定事項を記入の上、出品家畜の区分資格条件に従い登記又は登録書の写し(肉豚を除く)を添付し、正副2部を第12に定める各地区事務局へ提出する。

② 各地区事務局は、開催日20日前までに各畜種班を通じ1部を共進会事務局へ提出する。

(3) 出品義務

① 出品者は出品物を定められた場所へ定められた時刻までに搬入するものとする。

② 出品物の飼育、管理、事故、保護及び説明は、出品者又は代理人が行う。

- ③ 出品物の陳列・即売等は、全て会長の指示に従う。
  - ④ 出品家畜は予め所定の健康検査を受け、健康証明書を有し、別に定める家畜衛生実施要領による検査及び予防注射を受けたものでなければならない。  
なお、出品家畜が疾病、悪癖、その他一般に危害を及ぼす恐れがあると認められるときは、出品を拒否し、出品中にこれらの事故が発生した時は速やかにその家畜を共進会会場から搬出しなければならない。
  - ⑤ 出品者は出品物を会期中に会場からみだりに退場させてはならない。  
但し、出品者がやむを得ない事由により退場を願い出た場合は、会長はこれを承認することが出来る。
- (4) 出品家畜の表示  
出品家畜は全て、出品番号、種類、名称、性別、生年月日、血統、産地及び出品人の住所氏名等を記載した規定の表示板を所定の場所に掲示する。
- (5) 出品費用  
出品に要する費用は全て出品者の負担とする。

## 第8 審査、褒賞及び参観

- (1) 審査方法等
- ① 開催要領第7の(1)の区分により審査を行う。
  - ② 種畜及び肉畜の審査は、会長が委嘱した若干名の審査員によって行う。  
審査委員長 1名、審査員 若干名
  - ③ 出品家畜の審査標準等は別に定める。
  - ④ 出品者は出品物の審査を辞退、若しくは審査決定に対して異議を申し立てることは出来ない。
- (2) 褒 賞
- ① 審査の結果、最優秀賞に対して賞状、賞品及び副賞を、優秀賞・優良賞に対しては賞品を別表2で授与する。
  - ② 副賞については、事務局から関係機関に対し申請する。
- (3) 参 観
- ① 会期中は一般の参観に供する。但し、肉畜については別途指示する。
  - ② 会場内の秩序を乱し、審査の進行を妨害する行為があった場合は入場を拒否又は退場させることがある。

## 第9 経 費

- (1) 共進会の経費は補助金、負担金、寄付金、広告料、その他をもって充てる。
- (2) 共進会に要する経費は予算の範囲内で支出する。

## 第10 予 算・決 算

予算・決算については運営委員会で決める。

## 第11 組 織

共進会を行うための組織を次のとおり設置し、機構図を別紙のとおりとする。

- (1) 役 員

この共進会の役員として、会長 1 名、副会長 2 名を置く。

会長は共進会の運営を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

会長は畜産協会会長、副会長は佐賀県農林水産部長、佐賀県農業協同組合代表理事組合長とする。

(2) 運営委員会

運営委員会は共進会を構成する協賛団体の長、専務、常務、事務局長、参事等で構成し、共進会の運営に関する審議を行い、業務の円滑な遂行のため委員長及び副委員長を置く。

(3) 企画・実行委員会

企画・実行委員会は共進会を構成する協賛団体から推薦された職員で構成し、共進会全体の企画・立案及び実務に関する業務を行い、業務の円滑な遂行のため委員長及び副委員長を置く。

(4) 開催実行班

開催実行班は共進会を構成する協賛団体から推薦された職員で構成し、共進会の班別実施内容の原案作成及び決定内容に基づく具体的な実務を行い、業務の円滑な遂行のため、各班毎に班長及び副班長を置く。

## 第 12 事務局

共進会を円滑に遂行するため、畜産協会内に共進会事務局本部を設置する。

ただし、会期中は会場内に置く。

また、地区事務局として佐城農業指導者連絡協議会、三神地域農業指導者連絡会、唐津東松浦農業振興連絡会、伊万里・西松浦地区農業技術者連絡会、武雄・杵島地区農業指導連絡協議会、藤津農業指導者連絡協議会を置く。

## 第 13 その他

本開催要領で定めるもののほか必要な事項は都度、運営委員会に諮って定める。

### 〔付 則〕

この要領は、運営委員会の承認のあった日（令和 4 年 7 月 11 日）より適用する。

令和 4 年 11 月 25 日一部改正

別表 1

## 出品区分・頭数・資格等

種畜基準日（肉用牛） 令和5年12月16日

種畜基準日（乳用牛） 令和5年12月16日

肉畜基準日 令和6年2月18日

部門	品種	区分	点数	頭数	審査月齢	範囲	条件		
第1部	肉用牛	黒毛和種	雌子牛	15	<15>	出荷月齢（7～9ヵ月齢未満）	R5. 3. 17～5. 5. 16生	県内産で子牛登記証明書を有するもの	
			去勢子牛	15	<15>	出荷月齢（6～8ヵ月齢未満）	R5. 4. 17～5. 6. 16生	県内産で子牛登記証明書を有するもの	
			未經産牛	第1類	10	<10>	14ヵ月齢以上17ヵ月齢未満	R4. 7. 17～4. 10. 16生	県内産で子牛登記証明書又は登録書を有するもの
				第2類	10	<10>	17ヵ月齢以上20ヵ月齢未満	R4. 4. 17～4. 7. 16生	
経産牛	10	<10>	月齢不問		登録牛で産地・産歴不問				
第2部	乳用牛	ホルスタイン種	未經産牛	第1類	6	<6>	8ヵ月齢以上12ヵ月齢未満	R4. 12. 17～5. 4. 16生	県内産限定の雌牛 登録・移動済の牛1～3類は登録申請中 又は移動申請中でも可。
				第2類	6	<6>	12ヵ月齢以上16ヵ月齢未満	R4. 8. 17～4. 12. 16生	
				第3類	6	<6>	16ヵ月齢以上20ヵ月齢未満	R4. 4. 17～4. 8. 16生	
			経産牛	第4類	6	<6>	36ヵ月齢未満	R2. 12. 17以降生	産地不問の雌牛。登録移動済の牛
				第5類	6	<6>	36ヵ月齢以上48ヵ月齢未満	R1. 12. 17～2. 12. 16生	
				第6類	6	<6>	48ヵ月齢以上	R1. 12. 16以前生	
第3部	肉牛枝肉	黒毛和種	性別不問	95	<95>	生後28ヵ月齢以上 33ヵ月齢未満	R3. 5. 19～3. 10. 18生	子牛登記証明書を有するもの 生体重は県畜産公社の着体重で 雌550kg以上870kg以内 去勢650kg以上870kg以内	
		交雑種 (H×B)	性別不問	5	<5>	月齢不問		産地、生年月日が明確な牛 生体重は県畜産公社の着体重で 雌550kg以上870kg以内 去勢650kg以上870kg以内	
第4部	肉豚枝肉	品種不問	1組 6頭	15	<90>	おおむね生後180日齢	おおむねR5. 8生	生体重は県畜産公社の着体重で おおむね110～120kg	
			去勢3頭雌3頭						
合計			211	<286>					

別表 2

## 出品家畜の褒賞点数

部	門	品 種	区 分		出品点数	出品頭数	褒 賞 点 数			備 考
							最優秀賞	優秀賞	優良賞	
第1部	肉用牛	黒毛和種	雌 子 牛		15	<15>	1	2	2	・グランドチャンピオン1点
			去 勢 子 牛		15	<15>	1	2	2	
			未経産牛	第 1 類	10	<10>	1	1	2	
				第 2 類	10	<10>	1	1	2	
			経 産 牛		10	<10>	1	1	2	
第2部	乳用牛	ホルスタイン種	未経産牛	第 1 類	6	<6>	1	1	1	・グランドチャンピオン1点 ベストアダー賞 1点 ベストアダー賞 1点 ベストアダー賞 1点
				第 2 類	6	<6>	1	1	1	
				第 3 類	6	<6>	1	1	1	
			経 産 牛	第 4 類	6	<6>	1	1	1	
				第 5 類	6	<6>	1	1	1	
				第 6 類	6	<6>	1	1	1	
第3部	肉 牛	黒毛和種	性別問わず		95	<95>	1	3	5	・グランドチャンピオン1点
	枝 肉	交雑種	性別問わず		5	<5>	1			
第4部	肉豚枝肉	品種を問わず	1組6頭	雌・去各3頭	15	<90>	1	1	3	・グランドチャンピオン1点
合 計					211	<286>	[14]	[18]	[25]	

第1部～第3部について、最優秀賞のうち1点に農林水産大臣賞を授与する。第4部については農林水産大臣賞対象外。